

初診時の機能強化加算について

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして関東信越厚生局長に初診料の機能強化加算の届出を行っています。当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- 受診時には、他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

※かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は、ちば医療ナビで検索できます。

令和6年4月1日
まくはり南クリニック 院長